

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十三第

行發日一月五年五和昭

論叢

地租改正案に於ける若干問題 . . . 法學博士 神戸 正雄
貨幣數量説について . . . 文學博士 高田 保馬

說苑

商人の漁業家化 . . . 經濟學士 菅野和太郎
獨逸に於けるFinanzwirtschaftの理論 . . . 經濟學士 中川與之助
米穀取引所の統一 . . . 經濟學士 今西庄次郎

雜錄

所謂「經濟統計學」に就いて . . . 經濟學士 蛭川 虎三
我國に於ける家賃信用保險 . . . 經濟學士 近藤 文二
英國に於ける投資トラストの近況 . . . 經濟學士 一谷藤一郎
佛蘭西の地方財政 . . . 經濟學士 武田長太郎
我國の鐵道資本について . . . 經濟學士 北原 信男
四民平等令と百姓一揆 . . . 經濟學博士 黒正 巖
近着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

佛蘭西の地方財政

武田長太郎

地方經濟雜誌 (Zeitschrift für Kommunalwirtschaft) は本年一月號を「佛蘭西の地方財政と地方政策」なる特別號として編輯し、其中に有益なる諸論文を集めてゐる。就中「佛蘭西地方團體の財政」の論文は、地方財政研究に關して教ゆる所が少くない。以下その大要を紹介する。

一 最近の佛蘭西地方財政

佛蘭西の地方團體 (Commune) の豫算は、益々膨脹する趨勢を示してゐるのである。其原因は戦争の結果として經濟上に變化が起り、物價が騰貴し、それに應じて地方廳の吏員及び傭人の俸給給料が上昇したのもよるのであるが、又八時間勞働制の採用の爲めに、吏員數を増した事も其理由となつてゐるのである。然

し佛蘭西の地方團體の經費の膨脹せし最も重大なる原因としては、社會立法の制定をあげねばならぬ。佛蘭西の議會は、戦争後盛んに社會立法を制定したのであるが、それに要する負擔は凡て地方團體が背負ひ込み、其結果として地方豫算を膨脹せしめたのである。かの衛生、道路、救濟事業、教育に對する經費は、議會によつて規定せられしもので地方豫算の膨脹に與つて力あるものである。かくの如く地方豫算の膨脹は、いかにも必然的な發展であるが、これに對する財源につきは顧慮せられなかつた。従つて社會立法によつて膨脹したる此等經費を支辨するに當り、地方團體固有の財源を増加するのもなく、又新財政制度を採用するのでもない所に、佛蘭西地方財政の悩みが存するのである。

試みに官廳統計から二三の數字を引用する。地方團體 (Commune) と縣 (Département) との經費が膨脹の傾向を有する事、及びその増加の大部分を巴里市とセーヌ縣とが占めてゐる事は次の數字で明らかである。

(單位百萬フラン)

地方團體の經費	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三七年
内				
巴里市の經費	一、〇三一	六、四九	九、七六二	
巴里市の公債	六二	三、二八	四、〇〇〇	
縣の經費	六四	二、三〇〇	三、七一四	
内				
セーナ縣の經費	六九	六七五	九三六	

更に地方團體の公債は、次の如き變動せし數字を示してゐる。
(單位百萬フラン)

地方團體の公債	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三六年
巴里市の公債	一、八六六	二、二六	二、七五四	四、六〇六
巴里市の公債	二、四三七	五、三三三	六、四七六	七、四八〇
合 計	四、三三三	七、四九	九、一三〇	一二、〇八六

この數字によれば、地方債は一九一三年より一九二一年迄に於ては、殆んど増加してゐないが、一九二一年より一九二八年迄に於ては、巴里市を除く地方團體は、地方債の額を著しく増して倍加してゐる地方もある。最近に地方債が増加して來たのは、地方團體が收

入の不足を、地方債によつて充たした爲めでない。これ一方には、大都市に出現した所の市營業計畫が未會有の發達を示した結果であり、他方に於て、中小の地方團體がその社會生活の標準を、時代の進歩に適合せしめんとして、財政需要を膨脹せしめた爲めである。

二 佛蘭西の地方税

佛蘭西の地方團體は、租税の賦課徴收に關しては權限少く事實に於て國家の監督が非常に極端に表はれてゐる。地方團體の豫算は九百萬フラン以下の收入の場合には、知事の許可を要し、九百萬フラン以上の場合は大統領の命令によつて許可せられる事となつてゐる。更に凡ての經費は、その内容に關して検査を受け、監督せられるといふ有様である。佛蘭西の地方團體の税源としては、次の四つをあける事が出来る。

- 一、サンテーム附加税
- 二、都市消費税
- 三、國税の委讓額

四、雜種稅

以下各種の稅源につき、簡單なる説明を加へる。

(一) サンテーム附加稅 サンテーム附加稅は、地方團體の財政收入の内で最も重要な地位を占め、一九二六年の如きは四十二億フランに昇つてゐる。現行所得稅法實施前には、佛蘭西の國家は地租と營業稅と門窓稅と家賃稅との四つを徵收してゐた。一九一六年以來國家はこの四稅の課徵を廢止したが、其後も此の四稅が根據となつて、地方稅が成立してゐるのである。百分一稅即ちサンテーム附加稅は、これ等擬制的の國稅を基礎として、百分の一を徵收するといふ精神から出發して成立したものである。然し一九二五年以來、門窓稅を標準とする事を廢止したから、現在に於てはサンテーム附加稅の資源をなすものは、わづかに三つに過ぎない。即ち土地(地租)と家屋賃貸價格(家賃稅)と地方商工業(營業稅)とである。

サンテーム附加稅は、市町村會で決定するを原則とするが、法定數以上を課徵する場合は、知事又は大

統領の許可を要する事とされてゐる。而してこの法定數以下のサンテーム附加稅を課徵する地方團體は地方債を起し得る特權を享有するものである。勿論償還期は三十ヶ年、地方債額は六百萬フラン以下又は最近三ヶ年の平均收入額以下なる條件の許す範圍内に於てある。

佛蘭西に於ては戰爭以來、物價が非常に騰貴したので、サンテーム附加稅も自然課徵を高めざるを得なくなり、凡てがこの法定額を超過するが如き狀態である。このサンテーム附加稅の最も大なる缺點は、時勢の進運に伴はない事である。即ちサンテーム附加稅の算定の基礎となる國稅の査定が、舊來の稅法によつてゐる爲めに、實際價格以下となり實情に適合しないからである。

(二) 國稅の委讓額 此制度は國稅の一部を、共同團體基金に繰り入れ、その後を於て、共同團體基金より關係地方團體の豫算に割り當てるのである。國稅の委讓額の最も重要なものは、第一は間接消費稅に

屬するものであつて、一九二六年に五億二千萬フランの委讓額を齎し、更に取引税は二億二千九百萬フランの収入をあけてゐる。

先づ間接消費税につきて説明する。酒精消費税は、その三分の一を人口數に比例して、地方團體に分割する事としてゐる。ビール税はその半額を、一九一三年の消費量に應じて各地方團體に分割する。葡萄酒税、果酒税等は、その収益の五分の二を地方團體に分割する事となつてゐるが、分割の方法は頗る複雑にして、飲料の種類によつて異つてゐる。

次に取引税を見る。一九二〇年六月二十五日の法律は、法律行爲の締結の數に對する國税を規定してゐるのであるが、縣と地方團體との爲めに、十分の一だけ高めて賦課する事となつてゐる。この十分の一の金額が共同團體基金を作り、次の原則によつて分割されるものである。即ち縣には三分の一を、地方團體には三分の二を與へ、而してその分配割合は當該縣及び地方團體の人口の比によるのである。この國税の委讓額の

制度を採用せる結果として地方團體は、徴收費なしに巨額の収入を獲得する事が出来るのであるが、他面に於ては、中央權力に對する強き隸屬關係を自然に作る。と云ふ弊害もある。加ふるに分割の方法は、地方團體の財政負擔を少しも考慮しない機械的のものである。即ちこの制度の下に於ては、或地方團體は委讓額を受けながら、これを利用せず、他の地方團體は大なる國税を負擔してゐるに拘らず、非常に少い委讓額を得るのみである。この後者の地方團體は、勢ひ地方税にすがらねばならないのである。勿論國税委讓額の分割の根據を變更する必要がある事は、政府當局も十分に之を認めてゐるのである。然し如何せん、時機未だ熟せず、今日の所では各地方團體の財政需要を精確に顧慮し、分割額を安定せしむる迄に至らないのである。

(三) 都市消費税 茲に都市消費税といふのは、

地方團體が課徴する公課であつて、特に地方的消費を捕捉するものである。従つて都市消費税は、勢ひ大量的に消費せられる品物に課する事となる。例へば精肉・

豚肉・魚肉・貯藏食料品・ビール・卵・チーズ・薪・石炭・油・エキス・建築材料・石鹼等が、その課税物件である。

概數千四百萬の人口を包藏する千九十二の地方團體が一九二六年に於て徵收した所の都市消費税の總收入額は、七億一千九百十萬フランにして、次の如き内譯となる。(單位千フラン)

食料品	三四六、六〇〇
原料	一四一、〇〇〇
燃料	一四八、九〇〇
飲料	一四、七〇〇
飼料品	二四、四〇〇
其他	四三、五〇〇
合計	七一九、一〇〇

夫故に各消費者の割當額を平均して見ると、五二・一五フランとなる。然しこの額は、都市によつて非常に異つてゐる。巴里市では一七〇フランに昇り、セーヌ縣に於ける地方團體の平均額は六〇フランである。ロアール、セール及びロゼールでは、平均額は十フランにして、ブルフォート地方は三・三一フランである。

都市消費税の數は、漸次減少の傾向を有してゐる。一九一九年には一、二六五なりしものが、一九二六年一月一日には一、二〇〇となり、一九二七年には二三に減じ、一九二八年には遂に一四となつた。

(四) 雜種税 一九二六年八月十四日のニボー法によつて、地方團體は新税を創設し得る可能性を與へられる事となつた。これによつて、地方團體をして都市消費税を、自ら進んで廢せしめんとしたのである。然し乍ら實際に於て、都市は既にこの税の大部分を、指定の名義或は他の名目によつて徵收してゐたから、ニボー法の實益は雜種税の徵收の手續を單純化した點に止る。

地方團體がその財政状態を改善せんが爲めに、自由選擇し得る雜種税は次の如くである。

- 一、飲料商人の免許手数料の附加税
- 二、馬騾馬及び車の税
- 三、玉突場の税
- 四、クラブの税
- 五、農耕地の純收益の税

- 六、未耕地の純収益の税
- 七、バルコニーと張出した建築物の税
- 八、住宅の税
- 九、營業用の室の税
- 十、道具附貸室の税
- 十一、塵芥除去の税
- 十二、自動車・自轉車及び自動自轉車の税
- 十三、樂器の税
- 十四、家庭教師の税
- 十五、ガスと電氣とによる暖房と燈光の税
- 十六、下水装置の税
- 十七、娛樂場・テニスコート・ゴルフ場其他類似の場所の利益又は貸貸料の税
- 十八、遊興税
- 十九、競馬場・興行場・停車場及び活動寫眞館の入場料の税
- 二十、廣告税
- 二十一、獵場の税
- 二十二、自動販賣器及び自動音樂器の税
- 二十三、行商人の税

かくて地方團體の主要なる租税は、一九二七年に於て次の數字を示してゐる。(單位百萬フラン)

サンテーム附加税

農 耕 地	六六〇
未 耕 地	三六〇
動 産 税	六六〇
營 業 税	一五、〇〇
都市消費税	七二〇
國税の委讓額	
(イ) 取 引 税	二三〇
(ロ) 間接消費税	五二〇
雜 種 税	七三〇
合 計	九、三八〇

} 三、一八〇

この數字と地方團體の支出總額との間には、著しき相違が存してゐる。即ち一九二三年には六十三億フランに上り、一九二七年には九十七億フランに見積られる。この相違は數字によつて示す事を得ざる、次の收益の存する爲めである。即ち

- 一、地方團體の企業收益
- 二、商工業の性質を帯びる公營事業收入
- 三、各種の手數料並に使用料
- 四、國家又は縣よりの補助金

第四の補助金は、可なり複雑なる計算方法によつて確定せられてゐる。學校建築の補助金、水道工事建設に對する補助金が其例である。國家は補助金により地方團體を補助するのであるが、此事はやがて地方財政を國家に隸屬せしめ、同時にその獨立性を害する所以となつてゐる。

公營事業の收入、又は商工業による収益は、將來に於て増加し、地方團體の豫算に有力なる財源を與へる事になるであらう。

三 結 論

佛蘭西の地方團體は、千差萬別であるから、佛蘭西の地方財政狀態を一般的に且つ形式的に批判した所で結局徒勞に終る事となるのである。小なる農村に於ては、全收入の殆んど全部がサンテーム附加税からなり、而もそのサンテーム附加税は、耕地の地租より由來してゐる。人口多き地方團體に於ては、住宅の租税と商工業税とが重要な地位を占め、都市消費税及び

雜種税は、人口五千以上の地方團體にのみ問題となる。大都市に於てはその經濟上の事情により、財政收入の弾力性に變動を生ずるものであるから、各地方につき研究を試み比較せねばならないのである。然し大體に於てサンテーム附加税が、大都市の收入源の大部分を構成してゐる事は、之を認めねばならぬ。

最後に注目すべきは、巴里市の負擔が、佛蘭西地方團體の總債務の三分の二に昇り、その支出が、總支出の四割五分を占めてゐる事である。そして巴里市を除く外すれば、地方團體の總支出の過半は、三七、九八一の地方團體中の百未滿なる都市の負擔である。これは都市の財政需要が非常に大である事を示すと共に、如何に不合理なる財政制度が行はれてゐるかを示すものである。一概に地方團體といつても、都市と地方との區別をせねばならぬ。即ち一方に於ては、非常に簡單なる經濟を有する大多數の地方團體ありて、或は非常に貧弱にして全く補助金に依存し、或は耕地、山林より上る収益に基き富裕なる財政を營んでゐる。他方に

於て、人口増加の著しき諸都市があつて、種々の社會上の問題を解決すべき職務を有してゐる。然るに佛蘭西の財政制度は、これ等を一樣に取扱はんとする所に矛盾を含んでゐるのである。

佛蘭西の地方財政は、この不公正及び誤謬を避ける爲めには、夫々各地方團體の經濟條件、社會條件に順應すべき様に、財政々策を立て直さねばならぬ事は、何人も認むる所であらう。然しこの目的を達する爲めには、先づ地方團體に、財政上相當の自由活動を行ふ事を許してかゝらねばならないのである。獨逸の學者の所謂「自由國家は自由地方團體より生れる」といふ言は、佛蘭西の地方團體の將來を卜する上に於て、特に注目すべき事である。